

地方分権と市民協働の可能性——まちづくり基本条例をまちづくりにどう活かすか

北海学園大学 横山純一

A はじめに

- 1 厳しい国財政の状況——2011年度予算案は税収を国債収入が上回る、近年ずっと各年度予算において国債費（借金返済費）を国債収入（新しい借金）が上回る、国の借金返済費にしめる利払い費の割合が高い、1990年代後半から大きくなった特例国債（赤字国債）の発行
- 2 国財政再建と社会保障の充実の二兎を追わなければならない——小泉改革は無駄を省くといいつつ国民生活に必要な部分を相当削ってしまった。民主党マニフェストのいう事業仕分けや特別会計の見直しでは「お金」があまり出てこなかった。
- 3 安心社会の構築のために歳入論からのアプローチが重要——必要な税制の抜本改革
- 4 消費税の重要性——今から消費税の議論しても制度導入は数年後になる、複数税率（軽減税率、標準税率、超過税率）の設定の重要性と難しさ、消費税改革を所得税・法人税の改革と関連づける、特に雇用構造激変の中での所得税改革を考える必要性
- 5 企業の財政負担問題をどう考えるのか——法人税制と社会保険料の事業主負担をどのように考えるのか
- 6 日本の地方財政状況と地方交付税
- 7 震災復興への取り組みと財政

B 地方自治体を取り巻く環境の変化

- 1 地方財政の悪化——地方財政計画規模の縮小と地方交付税の削減、借金返済費（公債費）の重圧、貯金（財政調整基金など）の取り崩し、ようやく回復基調に
- 2 三位一体改革と地方財政——国庫支出金の廃止・縮減額は目標を達成したが負の側面が多かった、国と地方の役割分担の議論やナショナルミニマムの議論の不足
- 3 財政健全化法制と地方自治体

- 4 増えてきた高質な自治体政策——三鷹市の子育て支援センター、武蔵野市の高齢者福祉とムーブス、滋賀県市町村ならびに岡山県の地域包括支援センターの取り組み、隠岐地域の病診連携
- 5 政策評価、情報公開・情報共有、住民参加、まちづくり基本条例（自治基本条例、行政基本条例）のとりくみの活発化——形式的横並びも増大しているけれども
- 6 少子・高齢社会の到来——後期高齢者が前期高齢者を上回る日がまもなくやってくる

C 自治体の政策課題と協働のまちづくり

- 1 自治体は二兎を追わなければならない——財政再建と住民サービスを落とさない努力を
- 2 地方自治体の自己努力の必要性——職員数が少し減っても住民サービスを落とさない工夫が重要、本庁職場を中心に仕事の見直しを図る
- 3 歳出の見直しとスクラップアンドビルドの方向性——ビルドのためのスクラップの視点を
- 4 重要になる住民参加と協働——協働は財政再建のために自治体が住民活用することではない、これでは住民のほうからすれば自治体に利用されていると考えるだろう、住民の自主性、主体性がポイント
- 5 住民協働にかかわりたいというニーズはある——参加意欲あるがきっかけがつかめない住民が少なくない
- 6 狭域自治の重要性——地域福祉などの取り組み、住民参加で効果があがるものがある、どういものが狭域自治に適するのかは地域や自治体で判断する
- 7 住民との情報の共有——情報を持っているのは自治体、わかりやすく客観的に情報を住民に提供する、情報共有で相互の信頼感を得る
- 8 首長の説明責任
- 9 住民と行政の新しい関係の構築——町内会、老人クラブ、ボランティア、NPOなど

10 協働のために必要な職員の意識改革——もっとも変わらなければならないのは職員である

11 住民協働にかかわる自治体施策——先進事例としての稚内市

D まちづくり基本条例を考える

- 1 自治体のこれまでの施策の成果や個別条例をを踏まえて出てきたのが基本条例
- 2 基本条例ができることによってまちづくりも進む、施策が進む——そのために必要な総合的な検証作業を4-5年に1度行う
- 3 4つのタイプのまちづくり条例——自治基本条例、行政基本条例、住民参加条例、理念条例
- 4 「作文」条例は無意味——大切な条例の策定過程、どのような条例にしていくのか
- 5 議会との関係
- 6 条例に即効性を求めることはできない——条例はじわりじわりと効果が出るもの
- 7 まちづくりや市民活動のよりどころにしよう——ふだんは気にならなくてよいが、何かあった時には基本条例に立ち返ってみよう
- 8 キーは情報共有と職員の意識改革——協働のために必要な情報の共有、情報を持っている行政の役割は大きい、住民としての職員のボランティア意識も必要になる
- 9 条文づくりでのポイントとなりそうなこと——「ですます調」を採用するか、全体として具体的なものも書き込むのか、住民協働や市民参加について委員会でどれくらい議論が深められるのか、住民投票については個別型か常設型か、市民の定義、議会についても規定した条例にするのか、行政運営についてどこまで書き込むのか、地域オリジナルをどこまで書き込むのか、見直し条項を入れるのか等
- 10 重要なことは条例とまちづくりの関係を検証し必要な取り組みを行うこと——帯広市の事例

質疑応答

質疑： 先生の講演を聴いて、市民に分かりやすく受け入れやすい条例になるのではないかと期待している。恵庭市でも今まで様々な条例があり機会があれば策定など参加しているが、その後の推進を考えたときに策定後、「絵に描いたもち」となることが見受けられる。

策定後いかに推進するかということで、できれば策定に関わっている人が推進員の役割を担えるような仕組みをつくっていただいて、しばらくは行政だけではなく市民が推進に関わる仕組みとして欲しい。

回答： まちづくり推進会議ができている自治体は実際にある。帯広では推進会議をつくらない代わりに見直しについては条例中に入っている。検証作業については半分が条例策定に関わった方達、あと半分は新しい方達の合計10名で行った。

策定後も市民が関わることは大事なことである。推進会議を作る、作らないを含めて検討が必要である。